

交通政策審議会第49回港湾分科会資料

那覇港港湾計画書

—一部変更—

平成24年7月

那覇港港湾管理者

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成15年 2月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成15年 3月 交通政策審議会第6回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成17年12月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成22年 1月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成22年 3月 交通政策審議会第37回港湾分科会
- ・平成22年 9月 那覇港地方港湾審議会

の議を経た那覇港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
1. 臨港交通施設計画	2
2. 土地利用計画	3
3. その他重要事項	4
(1) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するためには 必要な施設	4
(2) 橋梁の桁下空間の確保	4

変更理由

新港ふ頭から背後地への交通量の増加に対応するとともに、ふ頭間の円滑な交通を確保するため、臨港交通施設計画及び土地利用計画を変更する。

1. 臨港交通施設計画

新港ふ頭から背後地への交通量の増加に対応するとともに、ふ頭間の円滑な交通を確保するため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道路

臨港道路若狭港町線 [新規計画]

起点 泊ふ頭地区 臨港道路空港線

終点 新港ふ頭地区 臨港道路港湾 2 号線

6 車線

2. 土地利用計画

臨港交通施設の計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位 : ha)

	ふ頭 用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱 施設用地	緑地	廃棄物 処理用地	合計
新港ふ頭 地区	(78) 78	(81) 81		38	(20) 20	(14) 14	(7) 7	(7) 7	(206) 244
泊ふ頭 地区	(7) 7	(1) 1		1	(9) 9		(4) 4		(22) 23

注 1: () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2: 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3. その他重要事項

（1）国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設のうち、本港が国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

道路

臨港道路若狭港町線 [新規計画]

起点 泊ふ頭地区 臨港道路空港線

終点 新港ふ頭地区 臨港道路港湾2号線

6車線

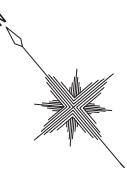
（2）橋梁の桁下空間の確保

港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

橋梁名(仮称)	確保する桁下空間
第二泊大橋	中央部 幅 80m以上 高さ NHHWL +25.1 m

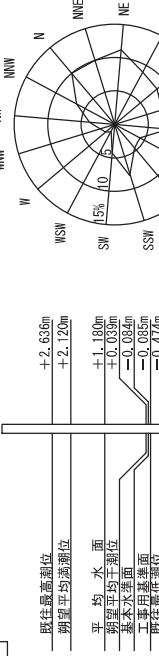
注) NHHWLは、略最高高潮面であり、DL +2.36mとする。

國置位計畫灣港霸那



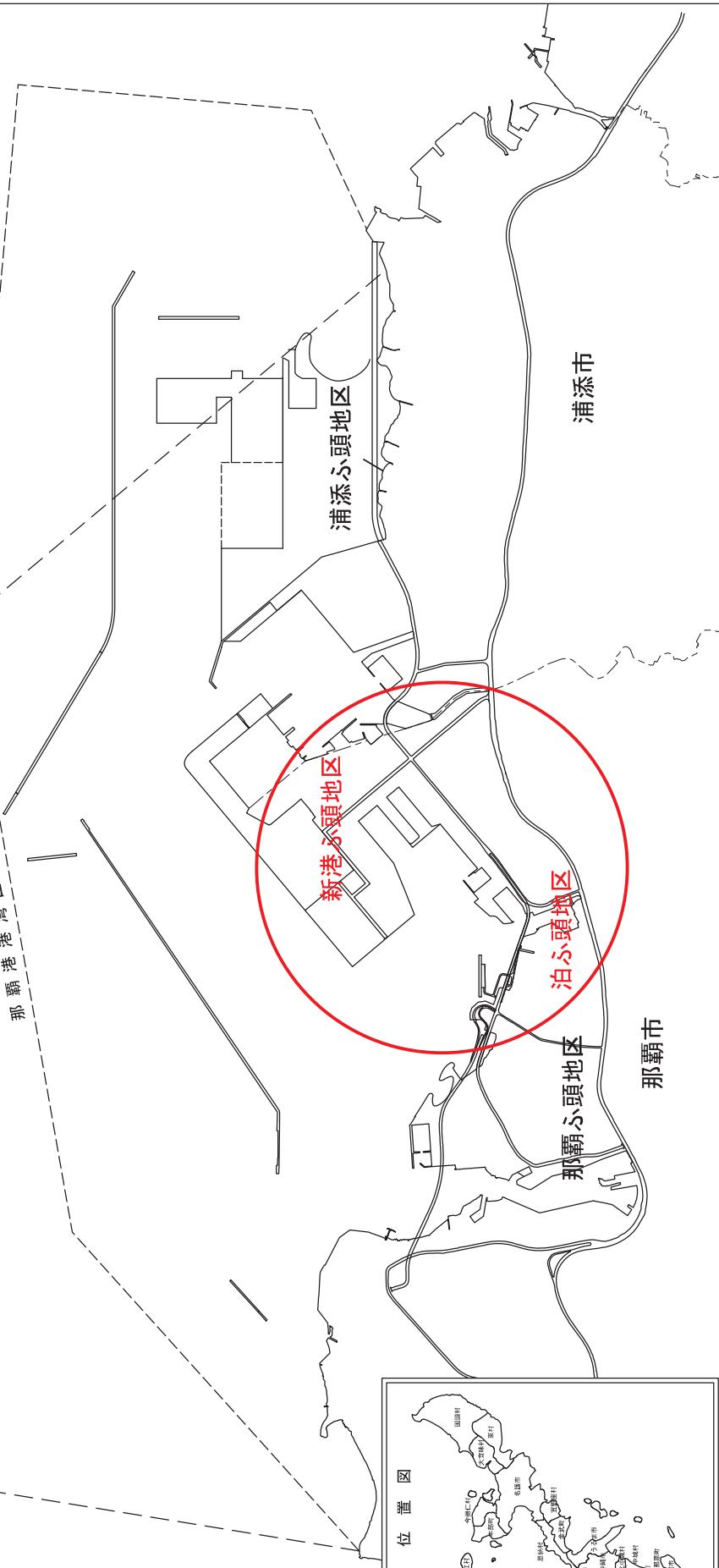
1 : 50,000
1'000
2,000m

箇所変更計画図



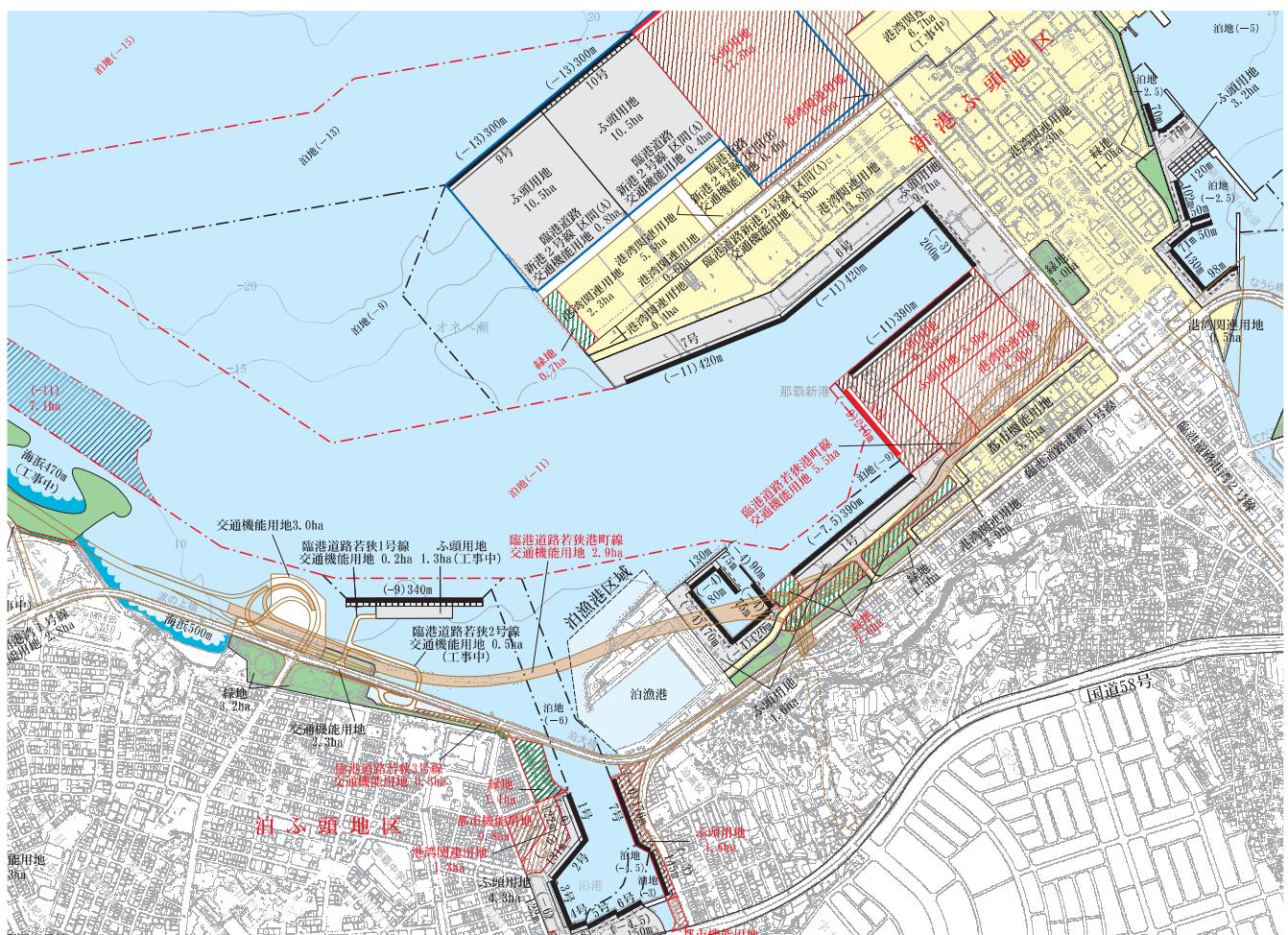
統計期間：1996~2000年（氣象庁那覇機関所）

統計期間：1989年～1998年（那覇港湾・空港整備事務所）
（内は静穏（風速0.2m/s以下）の比率



那霸港湾管理者

那霸港（新港ふ頭地区・泊ふ頭地区）港湾計画図



八 例

マレーフ							
	航路・泊地 (既設) (既定計画)	■	専用ドルフィン (既設)	■	その他の緑地 (計画)	■	利用形態の見直しの検討が必要な区域
	防波堤 (既設) (既定計画)	□	小型さん橋 (既定計画)	■	交通機能用地 (既設) (臨港道路) (計画)	■	開発空間の留保 (将来構想)
	公共岸壁 (既設) (既定計画) (将来計画)	✗	撤去	■	その他道路 (計画)	■	効率的な運営を特に促進する区域
	公共物揚場 (既設) (既定計画)	波	海浜 (既設) (既定計画)	△○○△	道路 (将来構想)	■	那覇港湾施設移設予定地(参考)
	船揚場 (既設) (既定計画)	■	ふ頭用地 (既設) (既定計画)	■	その他用地 (既設) (既定計画)	■	
	耐震強化岸壁 (既設) (既定計画)	■	緑地 (既設) (既定計画) (計画)	●	自然的環境を保全する区域	■	